

金其他償行せり礼人事を

昭和二年十一月十八日

右

岸	木	惣	堀	口	浅	人
高	橋	政	治	十	津	川
健	部	越	之	助	佐	藤
間	宮	新	逸	吉	澤	正
荒	川	正	三	郎	木	田
我	妻	新	次	郎	蒲	原
柳	林	正	三	郎	原	惣
					夫	

別記四

# 社 告

(原文ノ終)

爾今左ノ條項通り實施可致此段告示候也  
昭和二年十一月十九日

## 東京乗合自動車株式會社

### 改定事項

一 現在ノ車輛(フォード、シトロエン十馬力、五馬力)使用中ハ維持費トシテ毎月一幸ニ付左記金額ヲ補給ス

- (イ) フォード 金參拾圓也 (但シ九月三十日ヨリ起算能與)
- (ロ) シトロエン 10HP 金貳拾圓也 (但シ九月一日ヨリ起算能與)
- (ハ) 〃 5HP 金貳拾圓也 (但シ九月六日ヨリ起算能與)

前三項ノ計算方ハ營業日割ノコト

二 副運轉手使用ノ貸貸料ヲ二割増ト改ム

但シ十月二十日ヨリ實施ノコト